

## 新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応チェックリスト（入所系）

### ●ポイント

感染が強く疑われる者／濃厚接触者／それ以外に分けて対応する

#### ①情報共有・報告

- 新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）  
平日概ね 9 時～17 時：各保健所／土日祝日・夜間：合同電話相談センター 03-5320-4592
- 施設長等、施設内（事業継続の判断）
- 指定権者（東京都または区市町村）、保険者（区市町村）
- 医師（担当医、主治医、配置医、産業医等）
- 家族等

#### ②消毒・清掃（利用した部屋や共用スペース）

- 手袋を着用し、消毒用エタノール液で清拭、または、  
次亜塩素酸ナトリウム液で清拭・水拭き・乾燥（次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧は有害で危険）

#### ③濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

- 同室者または数分間の接触（2メートル以内）があった者
- 感染の防護なしで介護していた者（お互いマスクしていれば、感染低リスク）
- 痰、体液、排泄物等の汚染物質（ティッシュやタオル等）に触れた可能性の高い者

#### ④濃厚接触した利用者への対応

- 原則として個室に移動
- 担当職員を決める
- 換気 1～2 時間ごとに 5～10 分間（共有スペース等も）
- 職員は使い捨て手袋とマスクを着用  
（利用者がマスク着用できなければ、使い捨てエプロンやガウン等を着用）
- ケア前後の手洗いまたは手指消毒の徹底  
（手洗いや手指消毒の前に自身の顔（目・鼻・口）を触らない）
- 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする
- 来訪者との接触制限

#### ⑤濃厚接触が疑われる職員への対応（PCR 検査等）

- 発熱等の症状がある場合：自宅待機（保健所の指示に従う）
- 発熱等の症状がない場合：保健所と相談

#### ⑥施設出入り者の記録（常時）

- 職員
- 面会者
- 業者

## 【濃厚接触した利用者への個別ケア】

### (i) 食事の介助

- 原則として個室
- 食器は使い捨て容器

### (ii) 排泄の介助

- 使用するトイレは専用とする
- おむつ交換では手袋と使い捨てエプロンを着用
- おむつは感染性廃棄物として処理
- ポータブルトイレの場合、使用後に次亜塩素酸ナトリウム液で消毒

### (iii) 清潔・入浴の介助

- 介助が必要な場合、清拭
- 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴可

### (iv) リネン・衣類の洗濯

- 熱水洗濯機（80℃ 10 分間）で処理し、洗浄後乾燥させる  
または次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥
- ティッシュ等のゴミは、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理

## 【感染確定後の対応】

- 感染職員は休職扱い（休業補償等の検討）
- 利用者と職員全員の PCR 検査（保健所の指示による）
- 家族への継続的連絡
- 定期的な医療派遣
- 衛生材料の確保（マスク、ガウン、手袋、消毒液等）
- 区市町村及び東京都への事故報告書提出

### 【参考】

- 厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 3 月 6 日事務連絡）
- 厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（令和 2 年 4 月 7 日事務連絡）
- 厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019 年 3 月）
- 厚生労働省 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8 つのポイント（2020 年 3 月 1 日）
- 日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第 2 版改訂版 ver.2.1）
- 日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策（第 1 版）
- 日本環境感染学会 高齢者福祉施設の方のための Q&A（2020 年 3 月 10 日）